

つるぎ町定住促進事業「チャレンジショップ事業」

織本屋カフェ 募集要項

1 趣旨

つるぎ町では、令和5年度からつるぎ町定住促進事業「チャレンジショップ事業」として、町中心部への商業機能の更なる充実や人の交流活性化による賑わいづくりを行い、移住・定住の促進、関係人口の創出への取り組みを実施しています。

その取り組みの中で、住民等に希望調査を行った結果、カフェ等が欲しいといった意見が第1位となりました。そこで新規出店を希望する意欲のある創業希望者を対象に、チャレンジショップ店舗として織本屋でカフェを開業していただける方を募集いたします。

2 募集内容

織本屋でのカフェ等の開業希望者を募集します。

1 賃料について

- ・賃貸借契約（1年毎更新）とします。
賃料20,000円/月（光熱水費等は借主負担）、敷金120,000円

2 業種について

カフェや喫茶店、コーヒースタンド等

※カフェ等を中心とした「店舗」であり「事務所」としての利用はできません。

3 施設の概要

施設名 織本屋

所在地 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町83番地2

建 物 木造瓦葺平屋建一部2階建て 477.26平方メートル
※駐車場6台

4 対象施設機能

- ・基本設備は、空調設備・ガス・水道・電気及びシンク等となります。

5 その他

- ・賃料は、月々20,000円(税込)を負担いただきます。光熱水費やその他運営にかかる経費は別途直接お支払いください。
- ・施設の名称については、必ず「織本屋」の名称を入れること。
- ・営業日に関しては、原則土日祝日は営業するものとし、定休日は週一日以内とする。
- ・営業時間は原則9時から17時までとし、協議の上延長は可とする。
- ・施設の利用については、現状のまま使用（椅子・机の設置は可）するものとする。
- ・施設内は禁煙とし、施設内の日常管理業務（施設清掃、施設貸出等）を行うこと。

3 参加資格

1 参加資格として **以下の要件をすべて満たす方**とします。

- (1) 18歳以上(学生を除く。)の方。
- (2) 個人の方で町外からの入居の場合、入居日から3ヶ月以内に町内に移住できる方。企業の場合は、地元雇用者を1名以上雇用するものとする。
- (3) 原則として週6日以上、土日祝の9時から17時まで営業ができる方。
- (4) 事業運営に必要な許認可を取得していること。(開業時までには取得でも可)
- (5) 国税及び市町村税を滞納していないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団またはその利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 本事業への参加、企画提案、審査、契約にかかる全ての費用を負担すること。
- (8) 特殊な臭いがするなど危険物を扱わないこと。
- (9) 公序良俗に反しないこと。

- (10) 保健所が許可した場所で調理されていない食品や、直接触れることができる食品の取り扱いを行わないこと。
 - (11) 政治性または宗教性のある事業でないこと。
 - (12) 特定の主義、主張を行う事業又はそのおそれがある事業でないこと。
 - (13) 既存設備以外で営業に必要な設備(流し台、調理台、椅子やテーブルなど)は、必要に応じて入居者が準備すること
 - (14) 商工会に入会し、商工会の活動に積極的に参加し、協調性が維持できる方。
 - (15) 入居後に、この要項を遵守できていないと町が判断した場合は、協議の上、退去すること
- 2 1に関わらず、その他町長が必要と認めるとき。
- (1) 申出書により町内に開業の見込みがある方。
 - (2) 今まで町内になかった新たな取り組みや創意工夫がみられる事業を行う方。

4 選考方法

【書類審査】

・役場まちづくり戦略課の窓口にて配布する「エントリーシート」を作成いただき、ご提出ください。なお、町ホームページからも様式をダウンロードできます。

◎提出先:つるぎ町役場まちづくり戦略課(持参または郵送)

◎申込期間受付開始:令和5年12月7日 9:00から

◎受付締切:令和6年1月31日 17:00まで ※郵送の場合、当日必着

◎合否通知:書類審査の合否通知は、エントリーシート提出者全員に送付します。

【最終審査】

・書類審査を通過された方を対象に、エントリーシートに基づいた面談を行い、最終選考をさせていただきます。

※個別面談になりますので面接日・日程・場所等については合否通知にてお知らせします。